

# 個別医療機関の病床機能の見直しに ついて

## 個別医療機関の病床機能の見直しについて

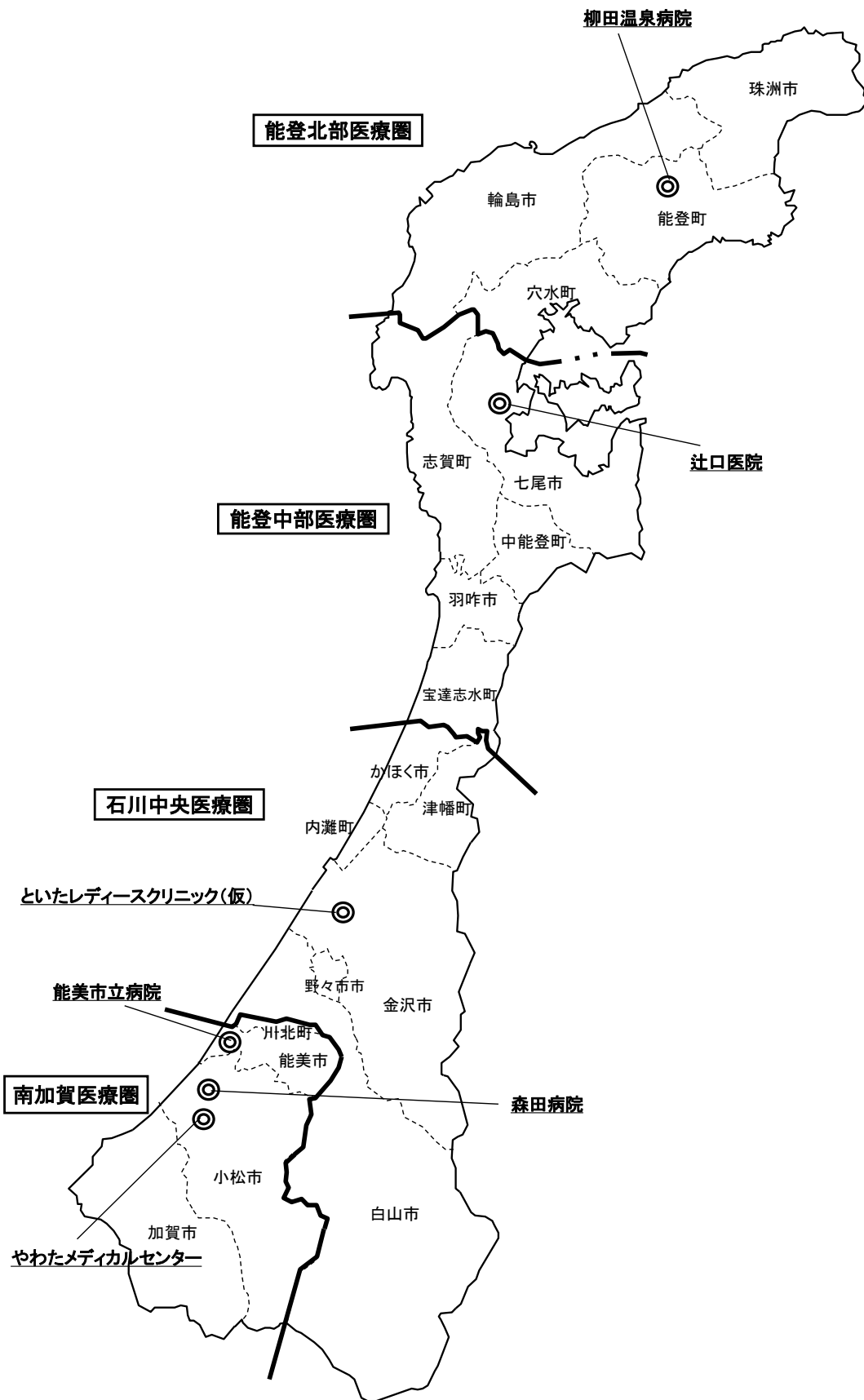
### 病院の機能分化・連携の状況

		南加賀医療圏			石川中央医療圏					能登中部医療圏			能登北部医療圏					
一般病床中心	400床以上の 特定機能病院・地域医療支援病院 (4病院)				金沢大学附属病院	金沢医科大学病院												
	200床以上の 救急告示病院 (14病院) * 下線は、在宅療養後方支援病院	小松市民病院			公立松任石川 中央病院	浅ノ川 総合病院	城北病院	金沢市立病院			公立能登 総合病院			恵寿総合 病院				
	200床未満 (35病院) * 下線は、在宅療 養支援病院	(病院所在の郡 市)	(加賀市)	(小松市)	(能美市)	(白山ののいち)	(金沢市)			(河北郡市)	(羽咋郡市)			(七尾市)	(能登北部)			
		救急告示病院	久藤総合病院	森田病院  小松ソフィア 病院	能美市立 病院	公立つるぎ 病院  新村病院	金沢循環器 病院  金沢有松 病院  南ヶ丘 病院  木島病院	金沢西病院  北陸病院  藤井脳神経 外科病院  米澤病院	みらい病院  金沢聖霊 総合病院  恵寿金沢 病院  金沢宗広 病院	河北中央 病院	町立 宝達志水 病院	公立 羽咋 病院	町立 富来 病院		市立 輪島 病院	珠洲市 総合 病院	公立 宇出津 総合 病院	公立 穴水 総合 病院
		その他		東野病院			すずみが丘病院 安田内科病院 伊藤病院							巴山病院				
		産科専門	荒木病院  恵愛病院			松南病院	鈴木レディース ホスピタル											
障害者病棟中心 (6病院)	石川病院	小松こども医療 福祉センター		石川療育 センター	医王病院	金沢こども医療 福祉センター						七尾病院						
療養病床中心 (21病院) * 下線は、在宅療養支援病院	蓮井病院	東病院	寺井病院	池田病院	千木病院	大手町病院	敬愛病院	二ツ屋病院	加藤病院			浜野西病院	柳田温泉病院					
精神病床中心 (14病院)	加賀こころの 病院  粟津神経 サナトリウム  片山津温泉 丘の上病院				ときわ病院	松原病院	桜ヶ丘病院	岡部病院	県立高松病院				七尾松原病院					
						十全病院	かないわ病院	青和病院										
					結城病院	医王ヶ丘病院												

(参考)医療介護情報局(https://caremap.jp/)をもとに作成。データは、平成31年4月現在の厚生局への届出状況

※青字は昨年度の地域医療構想調整会議にて既に資料提供しているもの。緑文字はそのうち、検討会の立ち上げなど具体的な見直し内容以外のもの。

(参考) 医療機関位置図



## 辻口医院（医療法人社団辻口医院）における開設者変更について

### 1 経緯及び開設者変更概要

- ・平成30年1月に医療法人社団豊玉会の辻口昇 前理事長が亡くなり、後任の理事長として辻口大（医療法人社団辻口医院理事長）の就任を検討。

→<医療法人社団豊玉会>

前理事長：辻口 昇

介護老人保健施設 寿老園 を運営

→<医療法人社団辻口医院>

理事長：辻口 大

辻口医院（有床診療所）を運営

- ・医療法人の理事長は兼任することができないため、医療法人社団辻口医院を廃業し、有床診療所である辻口医院を医療法人社団豊玉会へ譲渡して、辻口グループの医療及び介護を統括して経営予定。

### 2 開設者変更後に担う医療提供体制

- ・病床機能ごとの病床数（※変更無し）

	開設者変更前	
高度急性期	0	
急性期	0	
回復期	19	有床診療所入院基本料
慢性期	0	
休棟等	0	
計	19	

→

開設者変更後	
0	
0	
19	有床診療所入院基本料
0	
0	
19	

### 3 今後のスケジュール

国の財産処分の承認が下り次第、医療法人社団辻口医院を解散し、医療法人社団豊玉会へ辻口医院を譲渡し、開設者を変更する。

## 介護医療院への転換について

医療圏	医療機関名	転換等の概要		(今後の)スケジュール
		転換前	転換後	
能登北部	柳田温泉病院	医療療養:1:36床 介護療養:144床	医療療養:1:36床 介護医療院:144床	R2.4月 介護医療院開設

### (参考)介護医療院について

	介護医療院													
	(I)	(II)												
基本的性格	要介護高齢者の長期療養・生活施設													
設置根拠 (法律)	介護保険法 ※ 生活施設としての機能重視を明確化。 ※ 医療は提供するため、医療法の医療提供施設にする。													
主な利用者像	重篤な身体疾患を有する者及び身体合併症を有する 認知症高齢者等 (療養機能強化型A・B相当)	左記と比べて、容体は比較的安定した者												
施設基準 (最低基準)	<p>介護療養病床相当 (参考: 現行の介護療養病床の基準)</p> <table border="1"> <tr><td>医師</td><td>48対1 (3人以上)</td></tr> <tr><td>看護</td><td>6対1</td></tr> <tr><td>介護</td><td>6対1</td></tr> </table>	医師	48対1 (3人以上)	看護	6対1	介護	6対1	<p>老健施設相当以上 (参考: 現行の老健施設の基準)</p> <table border="1"> <tr><td>医師</td><td>100対1 (1人以上)</td></tr> <tr><td>看護</td><td>3対1</td></tr> <tr><td>介護</td><td>※ うち看護2/7程度</td></tr> </table>	医師	100対1 (1人以上)	看護	3対1	介護	※ うち看護2/7程度
医師	48対1 (3人以上)													
看護	6対1													
介護	6対1													
医師	100対1 (1人以上)													
看護	3対1													
介護	※ うち看護2/7程度													
	<small>※ 医療機関に併設される場合、人員配置基準の弾力化を検討。 ※ 介護報酬については、主な利用者像等を勘案し、適切に設定。具体的には、介護給付費分科会において検討。</small>													
面積	老健施設相当 (8.0 m <sup>2</sup> /床) ※ 多床室の場合でも、家具やパーテーション等による間仕切りの設置など、プライバシーに配慮した療養環境の整備を検討。													
低所得者への配慮 (法律)	補足給付の対象													
開設主体	地方公共団体、医療法人、社会福祉法人などの非営利法人等													

一般病床及び療養病床を有する病院の長様  
有床診療所の長様

石川県健康福祉部長  
(公印省略)

石川県地域医療構想の推進に向けた今後の事業計画等の  
情報提供について(依頼)

本県の保健医療行政の推進につきまして、日頃から格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

県では、平成28年11月に石川県地域医療構想を策定し、2025年に向けて必要な医療提供体制の確保のため、地域医療構想調整会議における協議等を実施しているところです。

平成30年度以降については、国から、構想区域において担うべき医療機関としての役割や機能を大きく変更する病院などの場合には、今後の事業計画を策定した上で、地域医療構想調整会議において速やかに2025に向けた対応方針を議論することと通知されております。つきましては、対象となる医療機関につきましては、貴院又は貴診療所における今後の事業計画等について、下記により情報を提供くださるようお願いいたします。なお、今年度から対象となる医療機関が変更となっておりますので、ご留意ください。

## 記

### 1 目的

「地域医療構想の進め方について」(平成30年2月7日付け厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)を踏まえ、構想区域において担うべき医療機関としての役割や機能を大きく変更する場合、今後の事業計画を提供いただくことにより、地域医療構想調整会議において協議等を進めていくことを目的としております。

### 2 事業計画等の作成等の対象となる医療機関

一般病床及び療養病床を有する全ての医療機関のうち、下記に該当する医療機関が対象となります。

- ・再編・統合や建替えを予定している医療機関
- ・病床を廃止し、介護医療院等に転換を予定している医療機関
- ・病床機能報告の病床区分の変更を予定している医療機関<sup>※1</sup>
- ・非稼働病棟の再稼働を予定している医療機関
- ・開設者変更(個人間の継承を含む)を予定している医療機関<sup>※1</sup>
- ・県の病床機能転換事業費補助金を活用し、回復期病床への転換や病床を廃止して医療機能の強化を予定している医療機関

・上記のほか、算定する入院料について厚生局への届出変更を予定している医療機関<sup>※2</sup>

- ※1 実際のケースによっては地域医療構想調整会議における協議が不要な場合がありますので、協議が必要かどうか県までご相談ください。
- ※2 変更の是非を協議するものではなく、地域で情報共有するためにご提供いただくものです。こちらもケースによっては地域医療構想調整会議での報告が不要な場合がありますが、県までご連絡いただきますようお願いいたします。

### 3 提供いただく情報の内容

対象となる医療機関は別添の記載例を参考に、以下の内容についてご教示ください。また、やむを得ない事情により事後報告となる場合については、その理由も含めて県にご相談ください。

- ・病院または診療所の基本情報(病床機能ごとの病床数、診療報酬上の届出等)
- ・構想区域において今後担うべき医療機能の役割
- ・今後のスケジュール
- ・その他補足事項等

### 4 令和元年度の地域医療構想調整会議の開催予定

今年度は以下のスケジュールで医療圏保健医療計画推進協議会(医療圏ごとの地域医療構想調整会議)を実施する予定です。医療圏保健医療計画推進協議会にて今後の事業計画の協議等を実施いたしますので、これを踏まえて県への報告をお願いいたします(報告に関してメ切りはございません。随時提出をお願いいたします)。

- ・第1回南加賀医療圏保健医療計画推進協議会：9月6日(金)  
石川中央医療圏保健医療計画推進協議会：8月29日(木)  
能登中部・北部医療圏保健医療計画推進協議会：9月5日(木)
- ・第2回医療圏保健医療計画推進協議会：1月頃

### 5 留意事項

- ・地域医療構想調整会議の資料は県HPでも公表する予定であるため、今後の事業計画等については、公表を前提に提供していただきますようお願いいたします。
- ・地域医療構想調整会議において協議等を行う際には、地域医療構想調整会議にご出席いただき、今後の事業計画等についての説明等をお願いする場合があります。
- ・今後の事業計画等は、随時変更(見直し)していただくことが可能であり、今回提供いただく内容を変更する場合には、その都度、県にも情報提供をお願いいたします。

### 6 提出方法・提出先

下記担当者までメールにて提出をお願いいたします。

<提出先>

石川県健康福祉部地域医療推進室 医療・介護連携推進グループ

担当：西

E-mail：[m-nisi@pref.ishikawa.lg.jp](mailto:m-nisi@pref.ishikawa.lg.jp)

(事務担当) 石川県健康福祉部地域医療推進室 西 TEL:076-225-1468 FAX:076-225-1434
--

(記載例1)

A 総合病院における病棟再編について

1 病棟数(病床数)の見直し

4 病棟(199床 ※稼働病床数160床) → 3 病棟(144床) △1 病棟(△55床)

(参考)

	再編前			再編後	
高度急性期	0		→	0	
急性期	163	急性期治療病棟入院料1		104	急性期治療病棟入院料1
回復期	0			40	地域包括ケア病棟入院料1
慢性期	0			0	
休棟等	36			0	
計	199			144	

2 再編後の主な内容

① 病床の機能分化・連携の促進

- ア 地域包括ケア病棟の整備による病床の機能分化(回復期機能病床への転換40床)
- イ ICT(診療情報や地域連携パスなどの共有)を活用した〇〇市民病院や地域の診療所との病・病連携、病・診連携の推進

② 在宅医療、在宅介護の充実強化

【在宅医療支援】

現在の「在宅介護支援センター」を病院に移設し、病院の診療と連携した訪問看護、訪問介護、居宅介護等を実施。特に、病院の看護師数を増やし、訪問看護ステーションを拡充整備

【地域医療連携室】

患者の退院支援や在宅に向けた連携を強化するため、これまで以上に患者の退院支援・相談や開業医からの患者の受入れなどを推進

3 今後のスケジュール

- R1.10~R2.3月 改修工事
- R2.4月 運用開始

(記載例2)

B 病院における介護医療院への転換について

1 転換の内容

介護療養型医療施設(120床)を介護医療院へ転換

転換前	→	転換後
療養病棟入院基本料1: 80床 介護療養型医療施設: 120床		療養病棟入院基本料: 80床 介護医療院: 120床

2 今後のスケジュール

- R2.1~3月 改修工事
- 4月 介護医療院開設